

令和7年度
下関市障害児通所支援事業所
運営事業者募集要項

令和7年6月
下関市福祉部障害者支援課

《問い合わせ先》

下関市 福祉部 障害者支援課 権利擁護係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-227-4199

FAX 083-222-3180

E-mail shogai_shitei@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集する事業所数等	1
3	本公募に応募できる事業者	1
4	運営・設置に関する基準	1
5	応募手続き	2
6	提出部数	2
7	応募に当たっての留意点	2
8	事業者の選定	2
9	審査項目	3
10	その他留意事項	4
11	新規事業所指定までのスケジュール	5
※	提出書類一覧	6

1 募集の趣旨

本市においては、障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）について、サービスが供給過剰の状態にあるなどの理由により、令和3年度から新規の指定を行わない総量規制を実施してきましたが、利用可能な定員総数に対する延べ利用人数が逼迫している区域もあることから、令和7年度は、新規に指定する事業所数を限定して総量規制の解除を行います。

2 募集する事業所数等

- (1) 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所（定員10人）の新規の指定を各区域で次の事業所数まで受け付けます。

区域（※）	新規指定事業所数
本庁・彦島	2
山陰	2
山陽	2
総合支所管内	1

（注）単独型や定員数が10人でないもの、既存の事業所の定員数の増員は受け付けません。

※区域は以下のとおりです。

区域	場所
本庁・彦島	本庁、彦島支所所管区域
山陰	勝山、内日、川中、安岡、吉見支所所管区域
山陽	長府、王司、清末、小月、王喜、吉田支所所管区域
総合支所管内	菊川、豊田、豊浦、豊北総合支所所管区域

- (2) 新規事業所として選定された場合は、令和8年1月1日付で指定を受けて、同月に事業を開始することが必須となります。

3 本公募に応募できる事業者

- (1) 法人格を有すること。
(2) 児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定のいずれにも該当しないこと。

4 運営・設置に関する基準

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第50号）に定められた基準を全て満たす必要があります。

5 応募手続き

(1) 受付期間

令和7年6月9日（月）から8月29日（金）まで（土・日・祝日等市役所閉庁日を除く。）。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 受付方法

提出書類（巻末の「提出書類一覧」を参照）を下関市役所福祉部障害者支援課権利擁護係に持参してください。郵送等による受付は行いません。

(4) 質問事項の受付

令和7年6月9日（月）から7月18日（金）まで。

Eメールにて質問を受け付けます。電話、FAX又は来訪での質問は受け付けません。

Eメールのタイトルは「障害児通所支援事業所運営事業者募集 質問事項」としてください。また、審査及び選考に関する内容や他の応募者に関する問い合わせには一切お答えできません。

Eメール：shogai_shitei@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

6 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

7 応募に当たっての留意点

(1) 受付期間を過ぎたものは一切受け付けません。

(2) 受付期間内の書類の差替えは可能ですが、受付期間終了後の書類の差替えはできません。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 応募のために生じる一切の費用については、応募者の負担となります。

(5) 提出書類について、下関市情報公開条例等関連規定に基づいて、公開することがあります。

(6) 応募時点では、事業所の物件の契約や従業者との雇用契約を締結しておく必要はありません。また、児童発達支援管理責任者実践研修については、令和7年11月28日（金）までに修了すれば可とします。ただし、事業者として選定された場合は、「10 その他留意事項」の取扱いとなります。

8 事業者の選定

(1) 審査について

ア 下関市障害児通所支援事業所運営事業者選定委員会による審査会にて行います。

イ 審査会では、書面審査及びヒアリング審査を行います。

(2) 審査会の日程等について

令和7年10月上旬に実施予定です。日時、会場が決まり次第、ヒアリング審査の詳細も含めて応募者にお知らせします。

(3) ヒアリングについて

応募者の代表者（又は責任者）及び事業所の管理者就任予定者の出席が必要です。
なお、出席人数は3人以内とします。

(4) 選定結果

審査会の結果を受けて下関市が決定し、文書で通知します。

9 審査項目

審査の視点	評価項目
事業者に関すること	・ 障害児通所支援事業運営実績（注1）
立地に関すること	・ 防災（注2） ・ 地区内の障害児通所支援事業所数（注3）
運営に関すること	・ 児童発達支援管理責任者の経験年数（注4） ・ 児童指導員等加配加算の有無（注5） ・ 専門的支援体制加算の有無 ・ 福祉専門職員配置等加算の有無（注6） ・ 強度行動障害支援者養成研修修了者の有無（注7） ・ 送迎体制の有無と範囲（注8） ・ 本人支援の内容（注9） ・ 家族支援の内容（注10） ・ 職員の支援スキル向上に係る取組（注11） ・ 虐待防止の取組（注12） ・ 関係機関との連携（注13） ・ 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の取組（注14） ・ 安全管理対策（注15） ・ 非常災害時の対応（注16）

（注1）運営実績は、令和7年4月1日現在で評価します。

（注2）立地場所が災害警戒区域内か否かを評価します。

（注3）募集区域内を各支所所管又は各総合支所所管の地区（本庁地区は下記の名称に区分します。）に分け、障害児通所支援事業所数が少ない地区に立地することをより評価します。

募集区域	地区名称
本庁・彦島	本庁東部・本庁西部・本庁北部・彦島
山陰	勝山、内日、川中、安岡、吉見
山陽	長府、王司、清末、小月、王喜、吉田
総合支所管内	菊川、豊田、豊浦、豊北

※本庁地区の名称区分

名称	町名
本庁東部	みもすそ川町、壇之浦町、本町、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、赤間町、宮田町、幸町、貴船町、棕野町、山の口町、上田中町、名池町、田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西入江町、細江町、豊前田町、細江新町、丸山町、石神町、棕野上町、藤ヶ谷町、あるかぼーと、新棕野、卸新町、大字棕野、大字藤ヶ谷
本庁西部	春日町、関西町、関西本町、長崎本町、長崎新町、長崎中央町、笹山町、上条町、長崎町一丁目、桜山町、神田町、東神田町、西神田町、山手町、中央町、元町、向山町、東向山町、栄町、向洋町、羽山町、後田町、汐入町、金比羅町、大坪本町、藤附町、大平町、筋川町、西大坪町、南大坪町、筋ヶ浜町、上新地町、新地西町、新地町、今浦町、伊崎町、長門町、竹崎町、大和町、東大和町
本庁北部	幡生町、幡生本町、幡生宮の下町、幡生新町、生野町、宝町、三河町、大学町、山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町、武久町、武久西原台

(注4) 児童発達支援管理責任者の経験年数は、令和7年4月1日現在で評価します。

(注5) 児童指導員等加配加算が有りの場合、単位数の高い区分に該当するほど、より評価します。

(注6) 福祉専門職員配置等加算が有りの場合、単位数の高い区分に該当するほど、より評価します。

(注7) 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置は、実践研修の修了者をより評価します。

(注8) 送迎体制が有りの場合、送迎範囲に総合支所管内を含むことをより評価します。

(注9～16) 提出された計画書とヒアリングを基に、具体性、独自性の観点から評価します。

10 その他留意事項

- (1) ヒアリング審査の点数が最低基準点に満たない場合は、応募者数が募集事業所数以内であっても選定外とします。
- (2) 選定結果については、各応募者に対し、選定事業者の総合点及び当該応募者の総合点を併記して送付します。なお、審査内容や選定外になった理由等に関する問い合わせについては回答しません。
- (3) 選定された応募者については、令和7年11月28日（金）までに指定申請書類を下関市福祉部障害者支援課に提出していただきます。
- (4) 令和8年1月から事業を開始できない場合は、選定を取消します。
- (5) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合、その他不正な行為があった場合は、選定の対象から除外します。

- (6) 選定後の事業計画の変更は原則として認めませんが、審査の評価に影響を与えないもののみ本市と協議のうえ認める場合があります。

11 新規事業所指定までのスケジュール

内容	日程
応募受付	令和7年6月9日（月）から8月29日（金）まで
質問事項受付	令和7年6月9日（月）から7月18日（金）まで
審査会	令和7年10月上旬
事業者決定	令和7年10月下旬
指定申請書類提出期限	令和7年11月28日（金）
事業所指定	令和8年1月1日（木）

提出書類一覧

NO	提出書類	様式	備考
1	障害児通所支援事業所運営事業者応募申請書	様式第1号	
2	事業所概要書	様式第2号	
3	既に指定を受けている障害児通所支援事業所一覧	様式第3号	
4	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	様式第4号	
5	児童発達支援管理責任者経歴書	様式第5号	
6	児童発達支援管理責任者研修修了証書・ 相談支援従事者初任者研修受講証明書等（写）		様式第5号に添付すること
7	実務経験証明書	様式第6号	必要に応じて、様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第9号に添付すること
8	資格等を証明する書類		必要に応じて、様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第9号に添付すること
9	児童指導員等加配加算に関する届出書	様式第7号	該当があれば添付すること。
10	専門的支援体制加算に関する届出書	様式第8号	該当があれば添付すること。
11	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	様式第9号	該当があれば添付すること。
12	法人内の複数事業所の兼務状況表	様式第9号の別紙	必要に応じて、様式第9号に添付すること。
13	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）に係る福祉専門職員の状況	様式第9号－1	必要に応じて、様式第9号に添付すること。
14	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）に係る勤続年数3年以上の常勤の児童指導員等の状況	様式第9号－2	必要に応じて、様式第9号に添付すること。
15	福祉専門職員（勤続3年以上）経歴書	様式第9号－3	必要に応じて、様式第9号に添付すること。
16	強度行動障害支援者養成研修修了証書		該当があれば添付すること。
17	障害児通所支援に係る計画書	様式第10号	
18	位置図・事業所の平面図		
19	他法令に関する状況の申出書	様式第11号	